

平成22年度 山形の家づくり利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県民の耐震性に問題のある老朽化した住宅建替の促進及び県産材の利用促進に資するため、耐久性のある住宅及び県産材を使用しかつ省エネルギー性能を有する住宅を建設又は購入する資金を金融機関から借り入れる者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 融資機関 別表第1に定める金融機関をいう。
- (2) 耐久性基準 別紙「山形の家づくり利子補給 耐久性基準」に定める基準をいう。
長期優良住宅に認定された住宅においては、住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準における「劣化対策等級」の「等級3」の基準をいう。
- (3) 建設等 県内にみずから居住するため、住宅を新築（登記上新築と記載されるもの）又は新築された分譲住宅（申込受理日前に人の居住に供したことのない住宅で、かつ、当該住宅の所有権が登記簿上申込人又は第三者（当該住宅を建設した者を除く。）の名義になっていないもの。）を購入することをいい、中古住宅の購入及びリフォームを除く。
- (4) 借入者 第10条第1項の融資契約を締結した者をいう。
- (5) 県産材 「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』等により産地証明された木材をいう。
- (6) 県産材使用住宅 構造材の70パーセント（材積比）以上に上記の県産材を使用する住宅をいう。
- (7) 構造材 次の表の部位に使用する各部材をいう。

部 位	部 材
軸 組	通し柱・管柱・間柱・胴差・桁・筋かい・貫・根太
小屋組	母屋・棟木・垂木・小屋束

ただし、梁に県産材を使用する場合は、梁を軸組と見なすこともできる。

- (8) 建設等に要する資金融資 融資機関が融資する住宅資金のうち、3年、5年又は10年固定金利期間選択型商品で融資期間が35年以内のもの（返済据置期間を設けるものを除く。）をいう。

(9)フラット35等 自己居住用住宅に融資する資金（返済据置期間を設けるものを除く。以下同じ。）で融資期間が35年以内の資金のうち、住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の証券化支援業務（買取型）を活用するイ、および機構が融資する口から二までの資金をいう。ただし、別表第1に掲げる金融機関のうち、機構と委託契約締結又は証券化支援業務の取扱いが可能な機関が扱う資金に限るものとする。

イ フラット35（買取型）

ロ マイホーム新築融資

ハ 建売住宅購入融資

ニ 分譲住宅購入融資（優分、公社）

(10) 耐震診断 県の総合支庁で行なう簡易耐震診断又は民間機関等の一般耐震診断法による診断で、総合支庁が確認した診断をいう。

(11) 耐震建替住宅 耐震診断の結果、耐震性を満たしていないと判定された住宅を除却し、建設等をする住宅をいう。ただし、除却する住宅は県内に所在するものに限るものとする。

(12) 一定の省エネルギー基準 以下の基準をすべて満たすこと

イ 住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準における「省エネルギー対策等級」の「等級3」以上、又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年通産省・建設省告示第2号）・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施行の指針（平成4年建設省告示第451号）による「新省エネルギー基準」以上の省エネルギー基準

ロ 資源エネルギー庁の「平成22年度高効率給湯器導入支援事業」の補助対象に指定されている型式の高効率給湯器、又は「平成22年度民生用燃料電池導入支援補助金」の補助対象に指定されている型式の燃料電池システムを設置すること

（利子補給の対象となる住宅）

第3条 利子補給の対象となる住宅は、次の第1号、第2号に該当する住宅とする。

(1) 耐久性基準に適合する耐震建替住宅

(2) 耐久性基準及び一定の省エネルギー基準に適合する県産材使用住宅

（利子補給の対象及び利子補給金の額）

第4条 利子補給の対象は、前条各号に適合する住宅の建設等に要する資金融資又はフラット35等のうち、融資金額が2,500万円以下かつ住宅の建設等（土地の購入費を除く。）に要する額以下とし、一の住宅に対して一の融資に限るものとする。

2 利子補給金の額は、前項の融資金額の借入金残高に応じ、次の各号のいずれかによ

り計算した額の合計額以内の額とする。

- (1) 第3条第1号に該当する住宅を建設等する借入者ごとの借入金残高に対して、補給期間が3年又は5年間の場合年0.5パーセント、10年間の場合0.25パーセントの割合で計算した額。
 - (2) 同条第2号に該当する住宅を建設等する借入者ごとの借入金残高に対して、補給期間が3年又は5年間の場合年1パーセント、10年間の場合0.5パーセントの割合で計算した額。
- 3 利子補給金の額の計算は、借入者が行う「毎月返済」及び「6か月毎返済」の借入金残高を対象に行う。
 - 4 返済金を延滞した場合は、借入者と融資機関との契約が継続している間は、返済があったものとみなして利子補給金を交付する。ただし、フラット35等についてはこの限りではない。
 - 5 フラット35等の借入者が返済金を延滞した場合は、延滞した額に対応する利子補給金は交付しない。ただし、次条第4号の期間内で、延滞した日から3か月未満に当該延滞した全額を返済したときは、第17条の規定による機構の請求により交付する。

(利子補給金の交付の期間)

第5条 知事が利子補給金を交付する期間は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 返済当初の融資機関の3年固定金利適用期間
- (2) 返済当初の融資機関の5年固定金利適用期間
- (3) 返済当初の融資機関の10年固定金利適用期間
- (4) 機構融資等の借入者の場合は、当初の金消契約に基づき償還予定表の60回目の返済日まで

(利子補給適用者)

第6条 利子補給の適用者は、自ら居住するための住宅を建設等する者に限るものとし、給与所得者にあつては前年1年間の収入が1,000万円以下、その他の者にあつては前年1年間の所得が780万円以下とする。ただし、県産材使用住宅を建設等する者についてはこの限りでない。

(利子補給の申込み)

第7条 利子補給を受けようとする者は、次に定める期間に利子補給申込書（基準適合誓約書）（様式第1号）により知事に申込み及び誓約（以下「申込等」という。）するものとする。

- (1) 平成22年4月5日から平成22年4月16日及び平成22年6月21日から平成

22年7月2日及び平成22年9月6日から平成22年9月17日（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる日を除く。次号及び次項において同じ。）まで

- 2 知事は、別に定める予定数（以下「予定数」という。）を前項の募集期間に申込みのあった中から、抽選により決定する。募集期間終了後に予定数に達しない場合は、予定数に達するまで申込順に受け付ける。
- 3 第1項の申込等は、住宅の外壁工事を開始する40日前までに行うものとする。
- 4 利子補給の申込等の後は、第3条各号にかかる変更はできないものとする。
- 5 年度内にすでに利子補給予定者の認定を受けている場合は、同一年度内の異なる募集期間に申込みことはできないものとする。

（利子補給者の認定等）

第8条 知事は、第7条による申込等の決定により利子補給者を認定し、利子補給予定者認定通知書（様式第2号又は様式第3号）により通知する。

- 2 前項の利子補給予定者認定通知を受けたもの（以下「認定者」という。）は平成23年3月31日まで、融資機関又は機構（以下「融資機関等」という。）との間で金消契約を結び、かつ同期限後30日以内に融資機関等から融資を受けなければならない。

ただし、やむを得ない理由により、期限内に金消契約を結べない場合は、あらかじめ期限延長承認申請書（様式第26号）を知事に提出し承認を受けることにより、金消契約の期限を平成23年4月30日まで延長することができる。

- 3 認定者は、前項の期限までに金消契約を結ばなかった場合又は同期限前に同契約を中止する場合は、第1項の通知書および辞退届（様式第22号）を知事に提出しなければならない。
- 4 認定者は、申し込み内容に変更が生じた場合は、変更届（様式第23号）を知事に提出しなければならない。ただし、申し込み種別の変更はできないものとする。

（融資の申込み）

第9条 認定者は、前条第1項の利子補給予定者認定通知書を融資機関等に提出し、第2条第8号の規定に適合する融資機関の住宅ローンの年利率から、同認定通知書に記載された利子補給年利率を引いた年利率での融資を申込みものとする。ただし、フラット35等の適用利率から利子補給年利率は差し引かない。

（融資の実行）

第10条 前条の申込みを受けた融資機関等は、融資機関等の基準により融資申込者を審査し、融資金額その他の条件を確定し、融資機関等の規定により契約を締結するも

のとする。

- 2 融資機関等は、融資申込者に融資を行うことが適当でないと判断される場合は、前項の融資を行わないことができる。
- 3 第1項の規定による契約は、第20条第2項、又は第21条第5項の通知を受けた後でなければできないものとする。ただし、第8条第1項の通知を受けた後であって、基準適合確認通知前契約誓約書（様式第25号）を知事に提出する場合においては、この限りではない。

（利子補給の申請）

第11条 借入者は、金消契約と同時に利子補給金交付申請書（様式第4号）に融資機関等が作成した利子補給期間の返済予定表を添えて、知事に利子補給を申請しなければならない。

- 2 融資機関等は、前項の申請書を代理受理し、利子補給契約者報告書（様式第5号）を添えて、知事に送付するものとする。
- 3 前項の利子補給契約者報告書は、原則として月単位で作成し、翌月10日までに知事に提出するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、個別の申込者ごとに報告を求めることができるものとする。

（申請内容の変更）

第12条 借入者は、前条第1項の申請の後、第5条各号にかかる変更はできないものとする。

（利子補給金の決定通知）

第13条 知事は、第11条の申請書及び報告書を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、申請者に利子補給金交付決定通知書（様式第6号）を送付すると共に、融資機関等に通知する。

（繰上返済報告）

- 第14条** 借入者は、利子補給期間中に融資機関等の規定に従い繰上返済したときは、繰上返済報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。
- 2 借入者は、前項の繰上返済後に借入金の返済を継続するときは、継続分の融資機関等が作成した第5条に規定する利子補給期間の返済予定表を添えるものとする。
 - 3 融資機関等は、前項の報告書を代理受理し県に送付するものとする。

（状況報告）

第15条 融資機関等は、借入者が次のいずれかに該当するときは、遅滞なく状況報告

書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(1) 借入者が約定による返済を3か月以上しなかったとき。

(2) 借入者が住宅を譲渡したとき。

(3) 借入者が死亡したとき。

(4) その他、融資機関等が第10条第1項の融資に関する契約を解除するとき。

2 知事は、前項の規定による報告を受理し、第13条の交付決定を変更する必要があると認めた場合は、借入者（同項第3号に該当する場合は、相続人。）及び融資機関等と協議のうえ、変更交付申請を命ずること並びに交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（利子補給金の内示）

第16条 知事は、第11条第1項の申請に基づき、次の各号により融資機関等に内示する。

(1) 借入者の返済日が平成22年1月1日から6月30日までの利子補給金交付予定額は7月31日まで

(2) 借入者の返済日が平成22年7月1日から12月31日までの利子補給金交付予定額は平成23年1月31日まで

2 融資機関等は、前項の利子補給金予定額に疑義がある場合は、関係資料を添えて知事に利子補給金予定額の変更を協議することができる。

3 知事は、前項の協議内容がこの要綱に適合する場合は、変更後の利子補給金交付予定額を内示する。

（利子補給金の請求）

第17条 融資機関等は、前条の利子補給金交付予定額（同条第3項に該当する場合は、変更後の額）により、当該期間に係る利子補給金請求書（様式第9号）に対象融資の残高証明書（様式第10号）を添付して、次の各号により提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号に該当する分は平成22年8月10日まで

(2) 同条第1項第2号に該当する分は平成23年2月10日まで

（利子補給金の返還等）

第18条 知事は、借入者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、利子補給金の交付を取り消すとともに、当該借入者に対する利子補給金の返還を、期限を定めて求めることができる。

(1) 第3条に規定する基準に該当しない住宅を建設したとき。

(2) この利子補給金に関して知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 当該住宅資金を目的以外の用途に使用したとき。

(4) 融資機関等と締結した融資に関する契約の条項に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により交付を取り消すとともに、利子補給金の返還を求めるときは、速やかに借入者及び融資機関等に対しその事由並びに利子補給金の返還請求額を通知する。

3 前項の通知を受けた借入者は、期限までに融資機関等との間で融資の変更又は再契約等の手続きを行うと共に、返還請求額を県に納付しなければならない。

4 第2項の通知を受けた借入者は、前項の期限までに返還請求額を納付しなかったときは、規則第19条の規定により違約金を県に納付しなければならない。

(状況報告及び実績報告)

第19条 第17条の規定により、融資機関等が第16条の内示額と同額の請求を行った場合は、借入者は規則第12条に規定する補助事業等状況報告書及び同第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出を要しない。

2 機構は、第17条第1項の請求に基づき交付された利子補給金を受取日から30日以内に借入者に支払うと共に、利子補給金支払報告書(様式第10号の1)を知事に提出しなければならない。

(基準適合報告及び通知)

第20条 認定者は、住宅の外壁工事(プレハブ構造等で構造体と外壁が同時に施工される場合は、内装工事)を開始する10日前までに、耐久性基準適合・県産材使用報告書(様式第11号)により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告の内容が基準に適合していることを確認したときは、認定者に基準適合確認通知書(様式第12号)により通知する。

3 知事は、第1項の報告の内容が基準に適合していないことが判明したときは、認定者に基準不適合通知書(様式第24号)により通知する。

4 知事は、前項の確認のため必要と認めるときは、職員に現場確認を行わせることができる。

(耐久性基準適合分譲住宅)

第21条 削除

(県産材使用分譲住宅)

第22条 第3条第2号に規定する住宅を新築し分譲する者は、第7条の申込等を、県産材使用分譲住宅利子補給申込書(省エネ型)(様式第16号)により行うものとする。

- 2 知事は、第1項の申込等を受け利子補給住宅分譲者を認定し、第3条第2号の住宅は県産材使用分譲住宅認定通知書（省エネ型）（様式第17号）により通知する。
- 3 第20条の規定は、前項の認定通知を受けた者に準用するものとし、耐久性基準適合・県産材使用報告書(省エネ型)（様式第11号）は分譲住宅耐久性基準適合・県産材使用報告書（省エネ型）（様式第18号）、基準適合確認通知書（様式第12号）は分譲住宅耐久性基準適合・県産材使用確認通知書（省エネ型）（様式第19号）により行うものとする。
- 4 前項の分譲住宅耐久性基準適合・県産材使用確認通知(省エネ型)を受けた者は、住宅の完成後すみやかに県産材使用分譲住宅完成報告書（省エネ型）（様式第20号）を知事に提出するものとする。
- 5 知事は、前項の報告の内容が基準に適合していることを確認したときは、県産材使用分譲住宅基準適合確認通知書（省エネ型）（様式第21号）により通知する。
- 6 知事は、第4項の報告の内容が基準に適合していないことが判明したときは、認定者に基準不適合通知書（様式第24号）により通知する。
- 7 第5項の県産材使用分譲住宅基準適合確認通知を受けた者から住宅を購入する者は、同通知書と売買契約書の写しを融資機関に提出し、第2条第8号の規定に適合する融資機関の住宅ローンの年利率から、通知書に記載された利子補給年利率を引いた年利率での融資を申込みものとする。ただし、フラット35等の適用利率から利子補給年利率は差し引かない。
- 8 第8条第2項、同条第3項及び第9条の規定は、第3項、第4項又は第6項の通知を受けた者から住宅を購入する者に準用する。

（契約の締結）

第23条 県及び融資機関等は、利子補給の給付及び認定者への融資に関する契約を締結するものとする。

（適用除外）

第24条 この要綱に基づく利子補給制度は、当該住宅の建設等につき国又は県の補助を受けている場合及び受けようとする場合は、適用しない。

（償還期間延長）

第24条の2 補給開始後、借入者が、収入の減少などやむを得ない事情で返済が困難となった場合で、償還期間の延長等により返済の見込みがあると金融機関が判断した場合は、第2条第8号および9号の規定にかかわらず、償還期間を延長、または元金の据え置きをすることができる。ただし、元金据え置き期間は1年以内とする。

- 2 借入者は、前項の規定により償還期間の延長等をしようとするときは、償還期間延長等承認申請書（様式第 13 号）により、知事に申請しなければならない。
- 3 融資機関等は、前項の申請書を代理受理し県に送付するものとする。
- 4 知事は、第 2 項の申請を承認したときは、償還期間延長等承認通知書（様式第 14 号）にて通知するとともに融資機関等に通知する。
- 5 融資機関は、前項の規定により償還期間の延長を行った場合は、償還期間延長等報告書（様式第 15 号）に、利子補給期間内の返済予定表を添え、知事に報告しなければならない。

（その他）

- 第 25 要綱に定めのない事項については、知事と融資機関等が協議して定めるものとする。
- 2 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

①山形銀行	⑩みちのく村山農業協同組合
②荘内銀行	⑪東根市農業協同組合
③きらやか銀行	⑫新庄市農業協同組合
④山形信用金庫	⑬新庄もがみ農業協同組合
⑤米沢信用金庫	⑭山形もがみ農業協同組合
⑥鶴岡信用金庫	⑮真室川町農業協同組合
⑦新庄信用金庫	⑯金山農業協同組合
⑧東北労働金庫 山形県本部	⑰山形おきたま農業協同組合
⑨山形中央信用組合	⑱鶴岡市農業協同組合
⑩山形第一信用組合	⑲庄内たがわ農業協同組合
⑪北郡信用組合	⑳余目町農業協同組合
⑫山形市農業協同組合	㉑庄内みどり農協協同組合
⑬山形農業協同組合	㉒酒田市袖浦農業協同組合
⑭天童市農業協同組合	
⑮さがえ西村山農業協同組合	

◎ 木造軸組住宅

● 構造材の強化（木材の寸法は、ひき立寸法とする。）

① すみ柱は 12 cm角以上とします。

② 階数が 2 以上の住宅における通し柱であるすみ柱は 13.5 cm角以上とします。

ただし、次の**いずれか**に該当する場合は、『12 cm角以上』に緩和することができます。

ア 通し柱であるすみ柱に、J A Sの耐久性区分 D1 の樹種（すぎ、ひのき、ひば、べいひ、けやき、台湾ひのき、からまつ、べいすぎ、くり、ダフリカからまつ、べいひば、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、くぬぎ、みずなら、べいまつ（ダグラスファー）、ウェスタンレッドシーダー、アピトン、ウェスタンラーチ、カプール、ケンパス、セランガンバツ、タマラック、パシフィックコーストイエローシーダー）による製材、若しくは、これらの樹種を使用した化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を使用する場合。

イ 通し柱であるすみ柱に、有効な防腐措置（防腐に有効な薬剤が塗布、加圧注入、浸漬、若しくは吹き付けられたもの又は防腐に有効な接着剤の混入）を講じた木材を使用する場合

ウ 柱が直接外気に接する構造（真壁構造）とし、軒の出を 90 cm以上とした場合

エ 外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とした場合

オ 外壁材を板張りとし、直接通気を可能とする構造とした場合

③ 次のア、イに掲げる基準に適合する場合は、①、②に適合しているものとします。

ア 柱が 10.5 cm角以上であること。

イ 土台、すみ柱、最下階の外壁の柱（室内の見えがかりを除く。）に、次の**いずれか**の防腐、防蟻に特に有効な措置を講じていること。

a 工場内の機械によって継手、仕口の加工（プレカット）を行い、構造用製材の J A S規格等に規定する保存処理性能区分 K 3相当以上の防腐・防蟻処理を加圧注入方式により行い、その後乾燥養生を行った製材を使用したもの。

b K 3相当以上の防腐・防蟻処理を施したひき板を用いた構造用集成材を使用したもの。

c K 3相当以上の防腐・防蟻処理を施した単板を用いた構造用単板積層材を使用したもの。

d 加圧注入により K 3相当以上の防腐・防蟻処理を施した構造用単板積層材を使用したもの。

● 基礎の強化

基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎（べた基礎を含む。）とし、地面から上端までの

高さは 40 cm以上とします。

● 小屋裏換気措置

小屋裏空間が生じる場合の小屋裏換気は次の①、②によります。ただし、天井面ではなく屋根面に断熱材を施工する場合は、小屋裏換気孔は設置しないこととします。

① 小屋裏換気孔は、独立した小屋裏ごとに2ヶ所以上、換気に有効な位置に設けます。

② 換気孔の有効換気面積等は、次の**いずれか**によります。

ア 両妻壁にそれぞれ換気孔（吸排気両用）を設ける場合は、換気孔をできるだけ上部に設けることとし、換気孔の面積合計は、天井面積の $1/300$ 以上とする。

イ 軒裏に換気孔（吸排気両用）を設ける場合は、換気孔の面積の合計を天井面積の $1/250$ 以上とする。

ウ 軒裏に吸気孔を、妻壁側に排気孔を、垂直距離で 900 mm以上離して設ける場合は、それぞれの換気孔の面積を天井面積の $1/900$ 以上とする。

エ 排気筒その他の器具を用いた排気孔は、できるだけ小屋裏頂部に設けることとし排気孔の面積は、天井面積の $1/1,600$ 以上とする。また、軒裏に設ける吸気孔の面積は、天井面積の $1/900$ 以上とする。

オ 軒裏に吸気孔を設け、かつ、棟部に排気孔を設ける場合は、吸気孔の面積を天井面積の $1/900$ 以上とし、排気孔の面積を天井面積の $1/1,600$ 以上とする。

● 床下換気措置・防湿措置

① 外壁の床下部分には、壁の長さ 4 m以内ごとに有効面積 **300cm²**以上の換気孔を設けます。ただし、基礎断熱工法（所定の厚さの断熱材を基礎の側面に施工し、鉄筋コンクリート造のべた基礎とする、又は、地面を一様に打設したコンクリート（布基礎と鉄筋により一体となったものに限る。）で覆う等の床下防湿措置を行う。）により基礎の施工を行う場合は、床下換気孔は設置しないこととします。

② 床下には次の**いずれか**の防湿措置を講じます。

ア 厚さ 6 cm以上のコンクリートを打設する。

イ 厚さ 0.1 mm以上の防湿フィルムを敷きつめる。

● 換気設備の設置

浴室及び窓のない場所、その他湿気の滞留するおそれのある部分には、給気口及び排気機、その他有効な換気設備を設けます。

● 防腐・防蟻措置

① 土台には、次の**いずれか**の防腐・防蟻に有効な措置を行います。

ア ひのき、ひば、べいひば、べいひ、けやき、べいすぎ、くり、台湾ひのき、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや又はウェスタンレッドシーダーによる製材、若しくは、これらの樹種を使用した構造用集成材を用います。

イ 構造用製材の J A S 規格等に規定する保存処理性能区分 K 3 相当以上の防腐・防蟻処理材を用います。

② 土台に接する外壁下端には水切りを設置します。

③ 地面からの高さが 1 m 以内の外壁の軸組(土台、室内側に露出した部分を含まない。)には、次の**いずれか**の防腐・防蟻に有効な措置を行います。

ア J A S の耐久性区分 D1 若しくはそれらに類する樹種(すぎ、ひのき、ひば、べいひ、けやき、台湾ひのき、からまつ、べいすぎ、くり、ダフリカからまつ、べいひば、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、くぬぎ、みずなら、べいまつ(ダグラスファー)、ウェスタンレッドシーダー、アピトン、ウェスタンラーチ、カプール、ケンパス、セランガンバツ、タマラック、パシフィックコーストイエローシーダー)による製材、若しくは、これらの樹種を使用した化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用います。

イ 外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とします。

ウ 外壁材を板張りとし、直接通気を可能とする構造とします。

エ 軒の出を 90 cm 以上とし、かつ、柱が直接外気に接する構造(真壁構造)とします。

オ 断面寸法 12 cm 角以上の製材、化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用います。

カ 防腐・防蟻に有効な薬剤が塗布、加圧注入、浸漬又は吹き付けられた製材、化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材、構造用単板積層材を用います。

④ 地面からの高さが 1 m 以内の外壁の木質系下地材(室内側に露出した部分を含まない。)には、次の**いずれか**の防腐・防蟻に有効な措置を行います。

ア ③のイ～エの**いずれか**

イ 防腐・防蟻に有効な薬剤が塗布、加圧注入、浸漬又は吹き付けられた又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入された製材、構造用合板、構造用パネル、パーティクルボードの P タイプ又はミディアムデンシティーボードの P タイプを用います。

⑤ 浴室及び脱衣室の軸組(木質の下地材を含む。)、床組(浴室又は脱衣室が地上 2 階以上の階にある場合は下地材を含む。)並びに浴室の天井については、次の**いずれか**の防湿措置を行います。ただし、1 階の浴室廻りをコンクリートブロック造の腰壁又は鉄筋コンクリート造の腰高布基礎とした部分の軸組及び床組は除くことができます。

- ア 防水紙、シーリングせっこうボード等の耐水性のある下地材を用いる、若しくはビニル壁紙等の防水性のある材料で仕上げます。
- イ 浴室ユニットとします。（浴室部分のみ）
- ウ ③及び④の防腐・防蟻措置を行います。

2 枠組壁工法住宅（2×4住宅）

● 構造材の強化

外壁の下地材の品質は、次のいずれかとします。ただし、外壁内通気措置による場合は、この限りではありません。

- ・ J A Sに適合する構造用合板の特類で厚さ 9 mm以上のもの
- ・ J A Sに適合する構造用パネルの 1～4 級
- ・ J I Sに適合するパーティクルボードで厚さ 15 mm以上のもの
- ・ J I Sに適合する木質系セメント板のうち、硬質木片セメント板で厚さ 18 mm以上のもの

以下は在来木造住宅の基準と同じです。

- 基礎の強化
- 小屋裏換気措置
- 床下換気措置・防湿措置
- 換気設備の設置
- 防腐・防蟻措置

3 鉄骨造住宅

● 防錆措置等

- ① 構造耐力上主要な部分のうち柱、はり及び筋かいに使用する鋼材

ア 最下階の柱脚部（柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合にあっては当該鋼材のうちコンクリート上端の下方 10cm から上方 1 m までの範囲の全面をいい、柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合以外の場合にあっては当該鋼材下端から 1 m までの範囲の全面をいう。）

最小厚さが 9 mm 以上でジンクリッチプライマー（日本工業規格 K5552）を全面に 1 回以上塗布したもの又はこれと同等以上の防せい上有効な措置を講じたもの。

イ アに掲げる部分以外の部分

最小厚さが 9 mm 以上であるもの又は最小厚さが 6 mm 以上でジンクリッチプライマーを全面に 1 回以上塗布したもの若しくはこれと同等以上の防せい上有効な措置を講じたもの。

- ② 構造耐力上主要な部分のうち柱、はり及び筋かい以外の部分に使用する鋼材

最小厚さが 9 mm 以上であるもの又は鉛系のさび止め塗料を 2 回以上全面に塗布

したもの若しくはこれと同等以上の防せい上有効な措置を講じたものであること。
以下は在来木造住宅の基準と同じです。

- 小屋裏換気措置
- 床下換気措置・防湿措置
- 換気設備の設置

4 鉄筋コンクリート造／鉄骨鉄筋コンクリート造住宅

- 水セメント比は55%以下とします。
- 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、①～④によります。
 - ① 耐力壁以外の壁、床又は屋根にあっては屋内側2cm以上、かつ、屋外側3cm以上
 - ② 耐力壁、柱又は梁にあっては屋内側3cm以上、かつ、屋外側4cm以上
 - ③ 直接土に接する壁、柱、床、はり又は基礎の立ち上がり部分にあっては4cm以上
 - ④ 基礎（立ち上がり部分及び捨てコンクリートの部分を除く。）にあっては6cm以上ただし、中庸熱ポルトランドセメント及び低熱ポルトランドセメント以外のセメントを使用する場合で、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを1cm以上（耐力壁以外の壁、床若しくは屋根又は耐力壁、柱若しくははりにあって、屋内側と屋外側のそれぞれについて1cm以上）付加するときは、水セメント比を60%以下とすることができる。
- コンクリートの品質等
 - ① コンクリート強度が33N/mm²未満の場合にあってはスランプが18cm以下、33N/mm²以上の場合にあっては21cm以下とします。ただし、これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあっては、この限りではありません。
 - ② コンクリート中の単位水量が185kg/m³以下とします。
 - ③ 日平均気温の年間最低値が0℃を下回らない地域以外の地域にあってはコンクリート中の空気量が4%から6%までとします。
- 換気設備の設置 在来木造住宅の基準と同じです。

5 丸太組工法住宅

- 軒の出
軒の出は、外壁の中心線から軒の先端までの水平距離を60cm以上とし、かつ、耐力壁の突出部分の先端から軒の先端までの水平距離を25cm以上とします。
- 以下は在来木造住宅の基準と同じです。

- 基礎の強化
- 小屋裏換気措置
- 床下換気措置・防湿措置

- 換気設備の設置
- 防腐・防蟻措置

6 その他の工法

- 住宅金融支援機構の設計登録住宅承認を受けていることが必要です。